## 発議第3号

野洲市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成24年 9月21日

提出者 野洲市議会議員 三和 郁子 替成者 野洲市議会議員 鈴木 市朗 替成者 野洲市議会議員 立入三千男 替成者 野洲市議会議員 河野 司 替成者 野洲市議会議員 田中 孝嗣 替成者 野洲市議会議員 小菅 六雄 替成者 野洲市議会議員 梶山 幾世

野洲市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例 野洲市議会政務調査費の交付に関する条例(平成16年野洲市条例第6号)の 一部を次のように改正する。

第11条中「収支報告書」の次に「及び証拠書類の写し(以下「収支報告書等」 という。)」を加え、同条に次の2項を加える。

- 2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている収支報告書等の閲覧を請求することができる。
- 3 議長は、前項の規定に基づく請求があったときは、収支報告書等に記載されている情報のうち、野洲市情報公開条例(平成16年野洲市条例第9号)第7条各号に規定する非公開情報を除き、閲覧に供するものとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。